

## 1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、平成31年3月19日付けで行った「一貫校登下校対象児童生徒が登校或いは下校に要する時間及び距離（実測値）を記載した文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成31年3月29日付け30瀬教政第744号で行った公文書不開示決定（不存在）の処分は妥当である。

## 2 審査請求人の主張の趣旨

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定に基づき、審査請求人が平成31年3月19日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が平成31年3月29日付け30瀬教政第744号で行った公文書不開示決定（不存在）の処分について、その処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

### (2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 小中学校統廃合における重大課題の一つが、児童生徒の安全に関わる「登下校問題」である。

行政の立場からも、児童生徒及びその保護者の立場からも、「どの程度の通学距離」となり、子どもの歩行速度から考え、「どの程度の時間を必要とするのか」という点は重要問題であるから、統廃合計画の初期において、その概略は確認されなければならない。

イ 平成29年9月14日の第3回道泉地区協議会において、市側は「今後実測の距離を計測するなどしていきたい」と述べている。

ウ よって、本件対象文書は、絶対に作成されていなければならない文書であるから、存在するものと考え、開示を求める。

## 3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 「モデル地区における小中一貫校の通学に関するフローチャート」（以下「フローチャート」という。）により、登下校に関して安心安全を鑑みた最善の方法を検討していた。フローチャートに記載されているステップに沿って、各地区の様々な町内から実際に職員が通学路を歩行した。しかし、その結果は、体力面から見た学年区分の必要性（健康促進の効果）や地図上の距離と実歩行距離の線引き、モデル地区以外の地域とのバランスを検討した上で、次のステップである路線バスの活用へ進む可能性があるのか否かを検討するために研究したものである。

(2) よって、本件対象文書は不存在であり、開示することはできない。

#### 4 審査請求に係る経過

平成31年 3月19日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出  
平成31年 3月29日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付  
平成31年 4月29日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出  
令和元年 5月31日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼  
令和元年 6月18日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出  
令和元年 7月1日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼  
令和元年 7月7日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出  
令和元年 8月28日 審査庁において口頭意見陳述徴取を実施  
令和元年 9月11日 処分庁から審査庁へ回答書を提出  
令和元年10月1日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出  
令和元年10月1日 審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付  
令和元年12月13日 審査

#### 5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

通学距離、通学時間の問題は、学校統廃合における重大課題の一つである。

平成14年7月の「瀬戸市立小学校の適正規模適正配置等について（答申）」において、適正規模適正配置を考えるにあたっての基本原則として「(3) 通学圏（通学時間等）への配慮」を掲げ、基本的視点として「(2) 通学距離（中略）通学距離はおおむね2 km以内と考え、子どもたちにとって著しく過大な負担とならないよう配慮する」としている。また、平成29年9月14日の第3回道泉地区協議会において「今後実測の距離を計測するなどしていきたい」と回答しているほか、平成30年11月の「瀬戸市立小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫（一貫教育）Q&A」（以下Q&Aという。）においても「通学については、基本的には徒歩通学となりますが、自宅から学校までの距離をはじめ、坂道などの地理的条件を勘案しながら、路線バスの活用を中心に検討しています」と回答している。このうち、路線バス利用決定に伴い、改訂後のQ&Aにおいて「自宅から学校までの距離をはじめ、坂道などの地理的条件を勘案しながら、」の部分を削除しているが、自宅から学校までの距離、坂道などの地理的条件等を考慮しているはずであり、本件対象文書が不存在であるはずがない。

(2) これに対し、処分庁は、次のように説明している。

小中一貫校の設置に伴い、通学路となり得る道路の安全確保を図るために実施した危険箇所点検結果は保有しているが、当該結果に審査請求人が求める「時間及び距離（実測値）」の記載がないため、不開示（不存在）の決定をしたものである。

処分庁としては、フローチャートに記載されている「通学の安全」を第一に考え事務を進めた。平成29年度に通学路の危険箇所をPTA、地域住民及び行政職員によ

り点検し、平成30年度においても学校行事に合わせて同様の点検を実施したところである。

なお、路線バスの活用が決定したのは令和元年6月であり、当該決定についてPTA及び地域住民に周知したところである。

以上のことから、本件対象文書は存在しない。

(3) そこで、本審査会は、本件対象文書について処分庁が不存在とした点を中心として、調査し、審査を行った。

本件対象文書は、フローチャートにしたがって検討が実施されれば、発生するものと考えられることから、事務の流れについて聞き取り、その中で本件対象文書に該当するものの有無について確認した。処分庁からは、フローチャートのステップ2について、ステップ1が確実に決定した後に進むように見えるが、ある程度の段階から並行して検討したこと、及び検討の結果として路線バスの活用の対象区域が学区全域となったことが述べられた。また、上記(2)の点検は具体的に、保護者、地域住民、警察及び道路管理部署の職員と実施し、その目的が危険箇所の把握であったため時間や距離を記録したものは無いとの回答があった。

併せて、路線バス活用の結論に至るまでに通学路の危険箇所の点検以外の検討及びその結果が存在し、それが本件対象文書に代わる可能性が考えられたため確認したが、路線バス活用の結論に関する合意の記録が地区協議会には残っている可能性があるものの処分庁としては記録したものは無いとの回答であった。

したがって、当審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、処分庁は審査請求人が求める本件対象文書を保有していないと判断せざるを得ないとの結論に至った。

## 6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

## 7 補足意見

当審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、情報公開制度の理念及び趣旨に鑑みると、行政庁は適正にその職務を執行し、市民への説明責任を果たしていく必要がある。そのためには、意思決定とその経緯を含めた公文書を作成することが必要であり、また公文書を適正に管理することも不可欠である。

本件の場合、処分庁が通学路の安全確保を行ったことは確認できたが、そのことを立証するような計測値や結果などを記した文書などの書面はもとより、フローチャートに基づく調査・検討を行った結果すら確認できなかった。本来、何らかの結論を決定する際に行われた調査・検討の結果は記録されることが望ましく、それらを示すことが行政庁の適正な職務の執行を証明することとなる。こうした適正な職務執行を行ったことの証明の積み重ねを市民に対して説明することもまた、行政庁として当然果たすべき責任であり、当該記録された結果を説明することで審査請求人の理解を得られたのではない

かと思われる。

繰り返しになるが、適正な公文書管理は、行政庁における適切な職務の執行と市民に対する説明責任を果たすことに資する。公正かつ民主的な行政を推進するためにも、今後事務の改善に努められたい。